

●香川県議会告示第1号

香川県議会情報公開条例施行規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

香川県議会議長 辻 村 修

香川県議会情報公開条例施行規程等の一部を改正する規程

(香川県議会情報公開条例施行規程の一部改正)

第1条 香川県議会情報公開条例施行規程(平成12年香川県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(実施状況の公表)</p> <p>第11条 条例第26条の規定による実施状況の公表は、公開請求の件数、公開決定、一部公開決定及び非公開決定の件数、<u>審査請求</u>の状況その他必要な事項について行うものとする。</p>	<p>(実施状況の公表)</p> <p>第11条 条例第26条の規定による実施状況の公表は、公開請求の件数、公開決定、一部公開決定及び非公開決定の件数、<u>不服申立て</u>の状況その他必要な事項について行うものとする。</p>

第2号様式（第4条関係）

（日本工業規格A列4番）

公文書公開決定通知書

年 月 日

様

香川県議会議長 閣

年 月 日付けで公開請求のありました公文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、香川県議会情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書			
公文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後
	場所		
事務担当課	電話番号 () -		
備考			

- 注 1 公文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課に連絡してください。
- 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県議会情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

第2号様式（第4条関係）

（日本工業規格A列4番）

公文書公開決定通知書

年 月 日

様

香川県議会議長 閣

年 月 日付けで公開請求のありました公文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、香川県議会情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書			
公文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後
	場所		
事務担当課	電話番号 () -		
備考			

- 注 1 公文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課に連絡してください。
- 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県議会情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

第3号様式（第4条関係）

（日本工業規格A列4番）

公文書一部公開決定通知書

年 月 日

様

香川県議会議長

図

年 月 日付けで公開請求のありました公文書については、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので、香川県議会情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書			
公文書の公開の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
公開しない部分			
公開しない理由			
事務担当課	電話番号 () -		
備 考			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

- 注 1 公文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課に連絡してください。
- 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県議会情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

第3号様式（第4条関係）

（日本工業規格A列4番）

公文書一部公開決定通知書

年 月 日

様

香川県議会議長

図

年 月 日付けで公開請求のありました公文書については、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので、香川県議会情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書			
公文書の公開の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
公開しない部分			
公開しない理由			
事務担当課	電話番号 () -		
備 考			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

- 注 1 公文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課に連絡してください。
- 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県議会情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

第4号様式（第4条関係）

（日本工業規格A列4番）

公文書非公開決定通知書

年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで公開請求のありました公文書については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、香川県議会情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書	
公開しない理由	
事務担当課	電話番号（ ） -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第4号様式（第4条関係）

（日本工業規格A列4番）

公文書非公開決定通知書

年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで公開請求のありました公文書については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、香川県議会情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書	
公開しない理由	
事務担当課	電話番号（ ） -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

（香川県個人情報保護条例施行規程の一部改正）

第2条 香川県個人情報保護条例施行規程（平成17年香川県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(費用) 第11条 略		(費用) 第11条 条例第26条に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表第2のとおりとする。 2 略	
別表第2 (第11条関係)		別表第2 (第11条関係)	
区 分	金 額	区 分	金 額
1 略		1 略	
2 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	1枚につき <u>20円</u>	2 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	1枚につき <u>100円</u>
3 略		3 略	
4 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	1枚につき <u>20円</u> に日本工業規格A列3番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額	4 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	1枚につき <u>100円</u> に日本工業規格A列3番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額
5～8 略		5～8 略	

第3号様式（第5条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
事 務 担 当 課	電話番号 () —		
備 考			

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、代理人又は遺族であることを証明する書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第3号様式（第5条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
事 務 担 当 課	電話番号 () —		
備 考			

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、代理人又は遺族であることを証明する書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第4号様式（第5条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 午後 時 分
	場 所		
開示しない部分			
開示しない理由			
事務担当課	電話番号 ()	—	
備考			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、代理人又は遺族であることを証明する書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第4号様式（第5条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 午後 時 分
	場 所		
開示しない部分			
開示しない理由			
事務担当課	電話番号 ()	—	
備考			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、代理人又は遺族であることを証明する書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第5号様式（第5条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	
事務担当課	電話番号（ ）
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第5号様式（第5条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	
事務担当課	電話番号（ ）
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第15号様式（第14条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第31条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課	電話番号() —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第15号様式（第14条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第31条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課	電話番号() —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第22号様式（第20条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第39条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課	電話番号 () —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第22号様式（第20条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第39条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課	電話番号 () —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

（香川県議会個人情報保護審査会規程の一部改正）

第3条 香川県議会個人情報保護審査会規程（平成17年香川県議会告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 略</p> <p>(審査会への諮問) 第2条 議長は、<u>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問するものとする。</u></p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</u></p> <p>(4) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</u></p> <p>2 <u>前項の規定による諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p>3 <u>議長は、第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</u></p>	<p>(設置) 第1条 香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号。以下「条例」という。）第60条の2ただし書の規定に基づき、次条の規定による議長の諮問に応じて審査を行うため、香川県議会個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(審査会への諮問) 第2条 議長は、<u>開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問するものとする。</u></p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>(3) <u>決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。</u></p> <p>(4) <u>決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</u></p>

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 略

(組織)

第3条 略

2～4 略

5 審査会は、第1条の審査を行う場合において、必要があると認めるときは、学識経験のある者から、意見を聴くことができる。

6 委員及び前項の規定により意見を聴いた学識経験のある者は、第1条の審査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委員にあっては、その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第6条 略

2・3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は議長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 略

(意見の陳述)

第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定め

2 議長は、条例第45条第1項に規定する苦情の処理を行うため必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くものとする。

(組織)

第3条 略

2～4 略

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第6条 略

2・3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は議長に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

5 略

たときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は第8条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査手続の非公開)

第11条 略

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審査手続の非公開)

第7条 略

(庶務)
第13条 略

第14条 略

(庶務)
第8条 略

第9条 略

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規程の施行前にされた行政庁の処分又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。